

各務原市特定空家等除却支援補助金交付要綱

(令和2年3月17日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、安全で安心なまちづくりの推進を図るため、特定空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。第3条において「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等をいう。以下同じ。）の除却を行う者に対し、予算の範囲内において各務原市特定空家等除却支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、特定空家等の所有者若しくはその相続人又はそれらの者から補助金の交付を受けることについて同意を得た者（以下「所有者等」という。）であって、当該特定空家等の除却工事を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者に対しては、補助金を交付しないものとする。

(1) 市税を滞納している者

(2) 規則第3条の3各号のいずれかに該当する者

(補助対象特定空家等)

第3条 補助金の交付の対象となる特定空家等（以下「補助対象特定空家等」という。）は、市内に存するものであって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、当該権利を有する者の同意がある場合は、この限りでない。

(2) 所有者等が法第22条第1項の規定による助言又は指導を受けていること。

(3) 所有者等が法第22条第3項の規定による命令を受けていないこと。

(4) 公共事業の補償の対象となっていないこと。

(5) 特定空家等が共有である場合は、当該特定空家等の除却について共有者全員の同意があること。

(補助事業)

第4条 補助事業は、次に掲げる要件を全て満たす補助対象特定空家等の除却工事とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 補助対象特定空家等を全て除却すること。
- (2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。第8条第4号において「建設リサイクル法」という。）に基づき実施すること。
- (3) 規則第5条の規定による補助金の交付の決定の日の属する年度内に補助対象特定空家等の除却が完了すること。
- (4) 当該除却工事の実施に関し、他の補助金、助成金等の交付を受けていないこと又は受ける予定がないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に係る工事費（除却に伴い発生する廃材等の処分費用及び除却後の土地の整地費用を含む。）及び調査費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額の3分の1以内の額とし、30万円を上限とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする所有者等は、補助事業に着手する前に、規則第4条第1項に規定する申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象特定空家等の位置図及び現況写真
- (2) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (3) 補助対象特定空家等の登記事項証明書又は固定資産課税台帳記載事項の証明書
- (4) 補助対象特定空家等の相続人が申請する場合にあっては確約書（様式第1号）、補助対象特定空家等の所有者又はその相続人以外の者が申請する場合にあっては当該所有者又はその相続人の同意書
- (5) 市税の納付状況の確認に関する同意書（様式第2号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（実施報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第11条に規定する補助事業実施報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象特定空家等の除却前及び除却後の写真

- (2) 除却工事の工事請負契約書又は請書の写し
- (3) 補助対象経費に係る請求書又は領収書の写し
- (4) 建設リサイクル法第10条第1項の規定による届出の受領票の写し又は除却工事が適切に実施されたことが確認できる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月7日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

確 約 書

（宛先）各務原市長

各務原市特定空家等除却支援補助金の交付申請に係る下記の特定空家等について、私が相続人の代表となって特定空家等の除却工事を実施しようとするもので、相続人間で当該特定空家等に係る紛争等が生じたときは、私が責任を持って解決することを確約します。

記

特定空家等の所在地 _____

特定空家等の名義人 _____

年 月 日

申請者 住所 _____

氏名 _____

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 住 所
氏 名

市税の納付状況の確認に関する同意書

各務原市特定空家等除却支援補助金の交付決定に関する審査のため、市が私の市税の納付状況を照会・確認することに同意します。